



出入国在留管理庁  
Immigration-Services-Agency

規制改革推進会議 雇用・人づくりワーキング・グループ (第8回)  
説明資料

令和2年3月16日  
出入国在留管理庁

令和2年1月20日に開催された「規制改革推進会議雇用・人づくりワーキング・グループ（第4回）」における日本商工会議所及び新経済連盟からの要望及び対応状況等は以下のとおり。

## ①日本商工会議所

### 【① 外国人材の受入れに係る相談機能の強化・拡充】

地方公共団体により、運営ノウハウ等にばらつきが出ることが推測される全国の好事例の周知に加え、標準マニュアルの整備の検討など、地方公共団体に対する支援・相談機能の充実を求める。



- 相談窓口の運営・体制の参考となる情報等をとりまとめ、地方公共団体に提供
- 相談窓口における対応事例を収集し、地方公共団体に情報提供

### 【② 在留資格手続きの簡素化・円滑化・迅速化・電子化】

マンパワーの増強、支障のない範囲での簡素化、申請書の記載例等の充実、在留資格手続きの優遇措置、特定技能の電子申請の実現を通じて、受入れ企業等の負担軽減を図っていただきたい。



- 外国人材の受入れに伴う在留管理・支援体制の充実強化を目的とする入国審査官等の増員数は、令和元年度で319人。令和2年度は307人を予算案に計上。
- 在留申請手続きの利便性向上のため、令和元年7月から在留期間更新許可申請等のオンライン化を開始。令和2年3月から在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請等も手続きの対象とするほか、「特定技能」の在留資格も追加するなど、制度の拡大を実施予定。
- 申請書類の記載例を法務省ホームページに掲載し、内容を改善・充実。
- 特定技能制度に関しては、受入れ機関が外国人を受け入れていた技能実習制度の実習実施者である場合には一部の提出書類を省略するなどの簡素化を実施。

### 【③ 留学生のわが国における就職の促進】

秋卒業の外国人留学生に関する在留資格「特定活動(就職内定者)」についての明文化とその周知を実施いただきたい。



- 法務省ホームページで、秋卒業生等が内定から就職までの間、在留資格「特定活動」で在留を認める取扱いを公表。
- 地方局の留学生を対象とする就職相談窓口での案内、就職セミナーでの説明等のほか、関係省庁にも周知を依頼。

## ②新経済連盟

### 【技人国のガイドラインにおける、実務における考え方の明示】

日本人と同様のキャリアコース(総合職)の場合、単純労働でない現場業務であっても技人国の在留資格で就労が認められる旨を、ガイドライン本文にて明記いただきたい。



- 「留学生の在留資格『技術・人文知識・国際業務』への変更許可のガイドライン」において、就職当初の研修期間に現場業務に従事する場合の考え方及び、総合職として採用された者が他の日本人の従業員と同様の現場業務を一時的に行うケースが許可された事例を紹介。

## 従前の交付金の概要

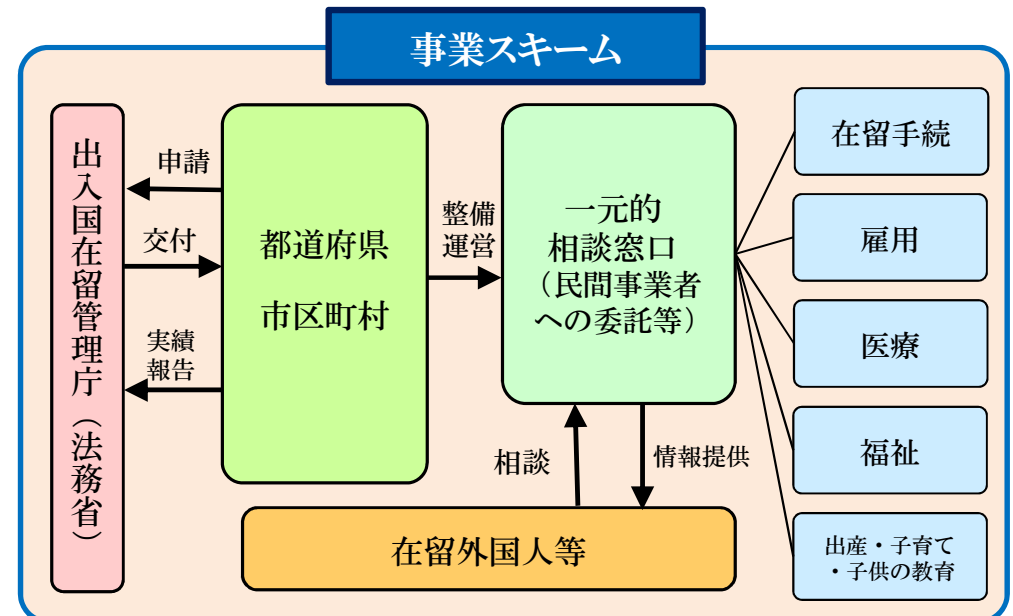
- 目的  
在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援
- 交付対象  
全都道府県・市区町村（1,788団体）  
※ 当初は都道府県・指定都市等の111団体
- 交付限度額（整備費・運営費）

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 都道府県（47団体）              | 1,000万円 |
| 外国人住民5千人以上（105団体）       | 1,000万円 |
| 外国人住民1千人以上5千人未満（290団体）  | 500万円   |
| 外国人住民500人以上1千人未満（199団体） | 300万円   |
| 外国人住民500人未満（1,147団体）    | 200万円   |
- 交付率  
整備費：必要経費の10分の10  
※ 新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費  
運営費：必要経費の2分の1  
※ 一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費  
※ 地方負担分については、財政運営に支障が生じないよう、地方交付税措置が講じられる。

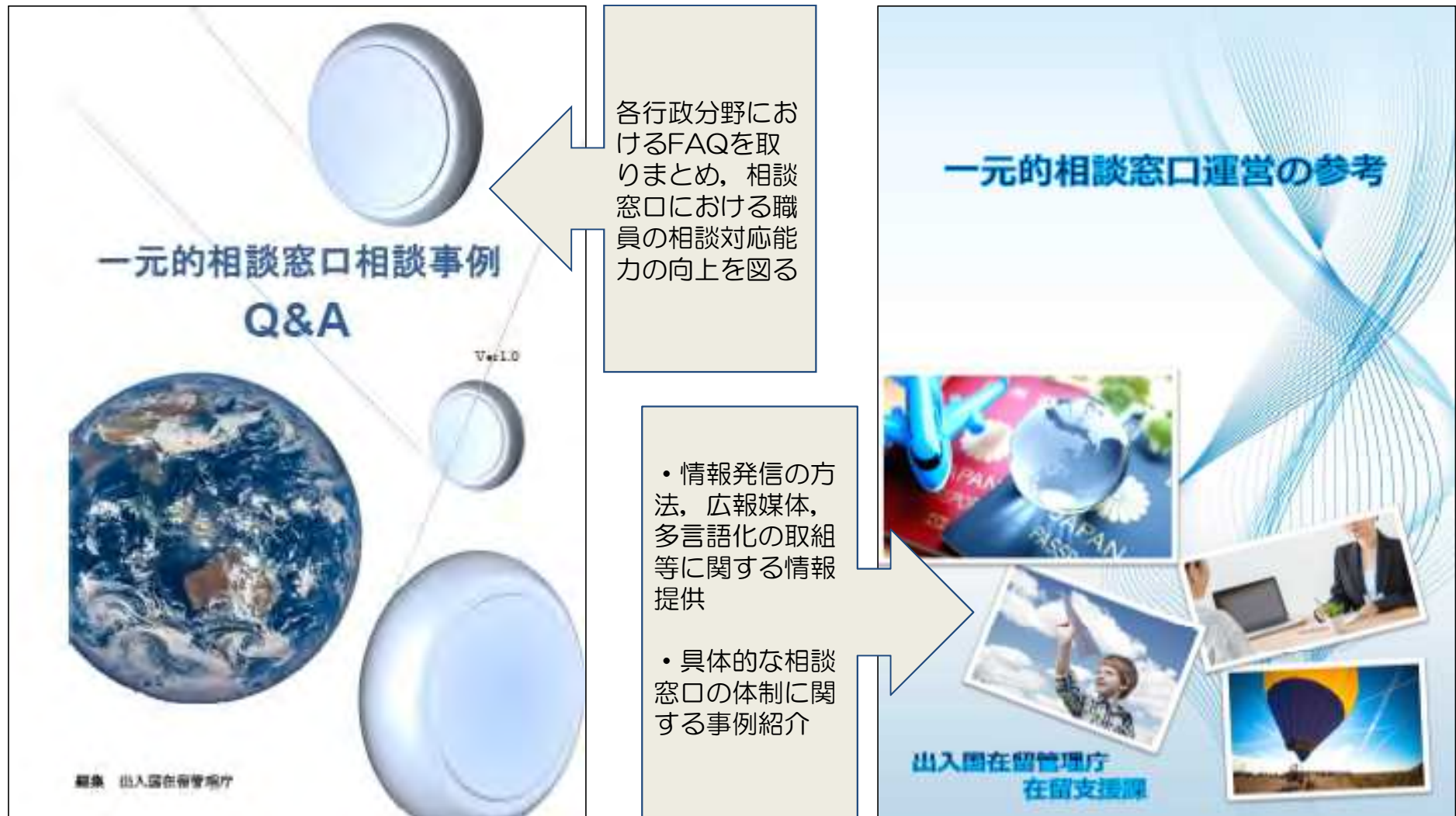
## 令和2年度の変更点等

- 複数地方公共団体の連携による「共同設置」を交付対象化
  - (1) 市区町村同士による共同設置  
連携する市区町村の合計外国人住民数に応じた交付限度額を適用
  - (2) 単独設置及び共同設置による整備・運営  
単独設置及び共同設置を行う場合は、交付限度額範囲内で両方の経費を交付対象
- 整備費に対する交付額  
過去の交付額の累計が、各団体の交付限度額に達するまで交付することができる。  
※ 当初の111団体については、特別の事情があると認められる場合に交付。

## 事業スキーム



- 地方公共団体における一元相談窓口の運営を支援するため、具体的な取組や体制等の事例を紹介する資料を提供した。さらに、相談事例のQ&Aを作成し、地方公共団体に提供予定。
- 地方出入国在留管理局に配置された受入環境調整担当官により、相談事例の横展開、窓口担当職員に対する研修等を実施。





## 未来投資戦略2018 (2018年6月15日閣議決定)

〔在留資格手続の円滑化・迅速化〕

外国人を適正に雇用し、また外国人雇用状況届出等を履行している所属機関を対象に、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請を本年度から開始する。

## 成長戦略フォローアップ (2019年6月21日閣議決定)

〔在留資格手続の円滑化・迅速化〕

外国人を適正に雇用し、かつ外国人雇用状況届出等を履行しているなど一定の要件を満たす所属機関等を対象に、外国人本人に代わって行うオンラインでの在留関係諸申請の受付を2019年7月に開始する。今後、更なる利便性向上のため、オンラインで申請可能な手続の対象を拡大していく。

## 経済財政運営と改革の基本方針2019 (2019年6月21日閣議決定)

〔外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進〕

地域における継続的な外国人材の受入促進のため、一定の要件を満たす所属機関等を対象に、本人に代わりオンラインで在留関係諸申請手続を行えるようにする。

### 利用できる者

- ① 申請人から依頼を受けた所属機関の職員
  - 団体監理型技能実習については、実習実施者ではなく監理団体のみ
  - 以下の要件を満たす必要がある
    - ・ 5年以内に入出国又は労働に関する法律により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと
    - ・ 外国人を適正に雇用している実績があること等
- ② ①の所属機関から依頼を受けた弁護士・行政書士

※ 今回、①の所属機関から依頼を受けた公益法人の職員、登録支援機関の職員を追加予定

### 対象の手続

- ① 在留期間更新許可申請
- ② ①と同時に再入国許可申請及び資格外活動許可申請

※ 今回、在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留資格取得許可申請等を追加予定

### 対象の在留資格

入管法別表第1の在留資格（外交、特定技能、短期滞在を除く）

※ 今回、特定技能を追加予定

### イメージ

申請人  
(在留外国人)



依頼



結果連絡、許可の場合は  
在留カード等を手交

利用者  
(所属機関の職員等)

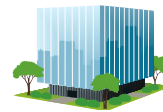


オンラインで提出



利用申出の承認後、  
利用可能

地方出入国  
在留管理官署



審査

結果連絡、許可の場合は必要に  
応じて手数料納付を確認後、在留カード等発送

### スケジュール

- オンラインでの申請受付開始  
2019年7月25日
- 入管法施行規則公布・施行  
2020年3月(予定)

## 現 状

外国人材が国内の企業に就職する際、在留諸申請手続で受入れ企業に関する資料を提出する必要があるところ、上場している企業等であれば、企業情報が公開等されており、その企業の実在性や安定性を確認できるために提出資料を簡素化している。  
 ※就労を目的とする在留資格においては、受け入れる企業の規模等に着目してカテゴリー区分が設けられている。カテゴリー1には、日本の証券取引所に上場している企業等が、カテゴリー2には、一定額以上の源泉徴収税額の団体・個人が該当するところ、これらのカテゴリーに当たると証明できれば、在留諸申請の際、申請書以外の提出資料が原則不要となる。

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）（抄）

一定の条件を満たす中小企業等への留学生の就職を支援するため、厚生労働省のユースエール認定制度の認定企業を対象として、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様の簡素化を図ったところ、在留諸申請手続における更なる提出書類の簡素化について引き続き検討を行う。《施策番号 104》

## 最近講じた措置

### 中小企業に就職する留学生からの在留資格変更許可申請における提出資料の簡素化（平成31年3月）

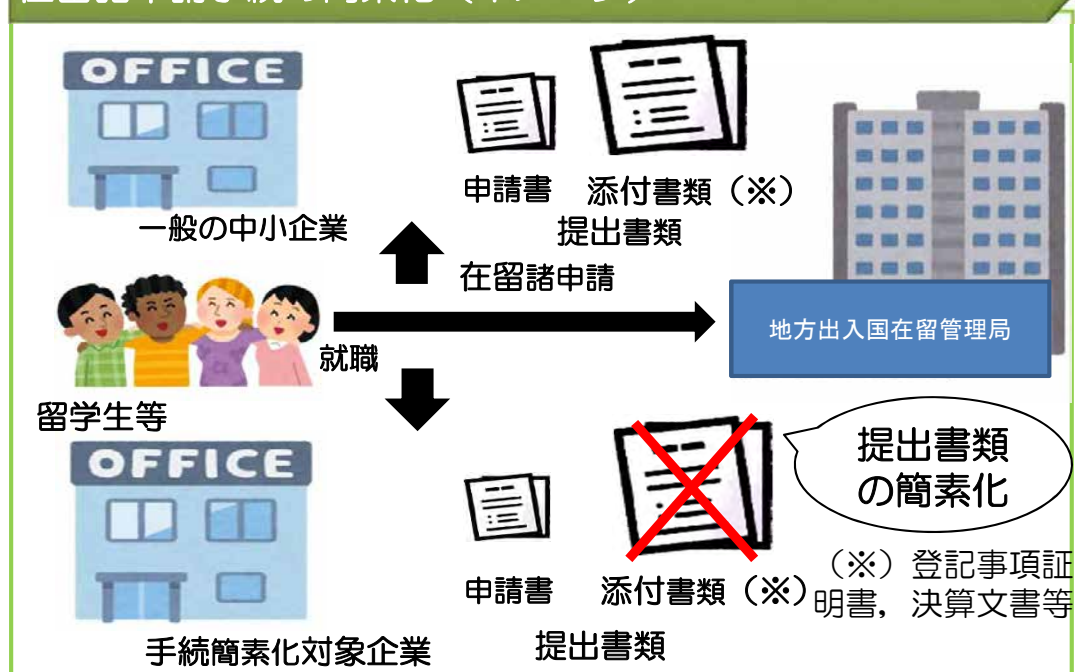
・厚生労働大臣から「ユースエール認定企業」として認定を受けている中小企業等に就職する場合、在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について大企業と同様に簡素化することとした。

### 手続簡素化対象企業の拡大（令和2年1月）

- ・上記のユースエール認定企業をカテゴリー1の企業に加えるとともに、各省庁で認定等されている企業等（※）に範囲を拡大した。
- ・前年分の給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収額を1,500万円以上であることが証明された団体又は個人をカテゴリー2としていたが、これを1,000万円に引き下げた。

※くるみん認定企業（厚労省）、健康経営優良法人（経産省）、空港管理規則上の第一類構内営業者又は第二類構内営業者（国交省）、内部通報制度認証登録事業者（消費者庁）等がこれに該当する。

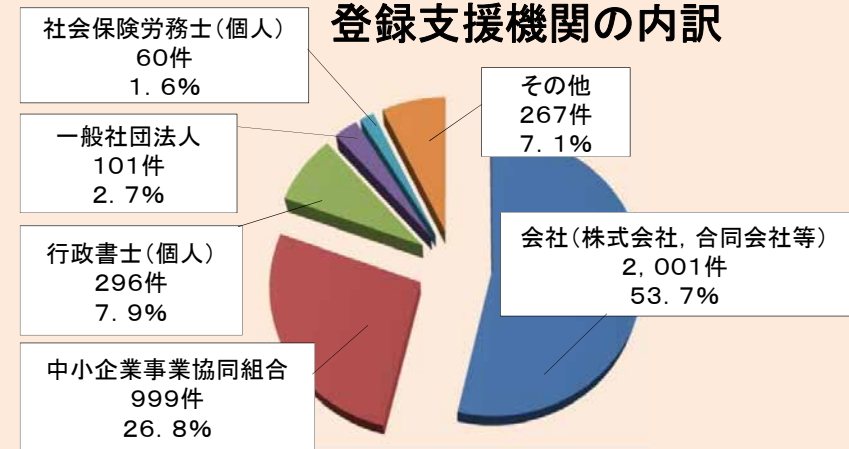
## 在留諸申請手続の簡素化（イメージ）



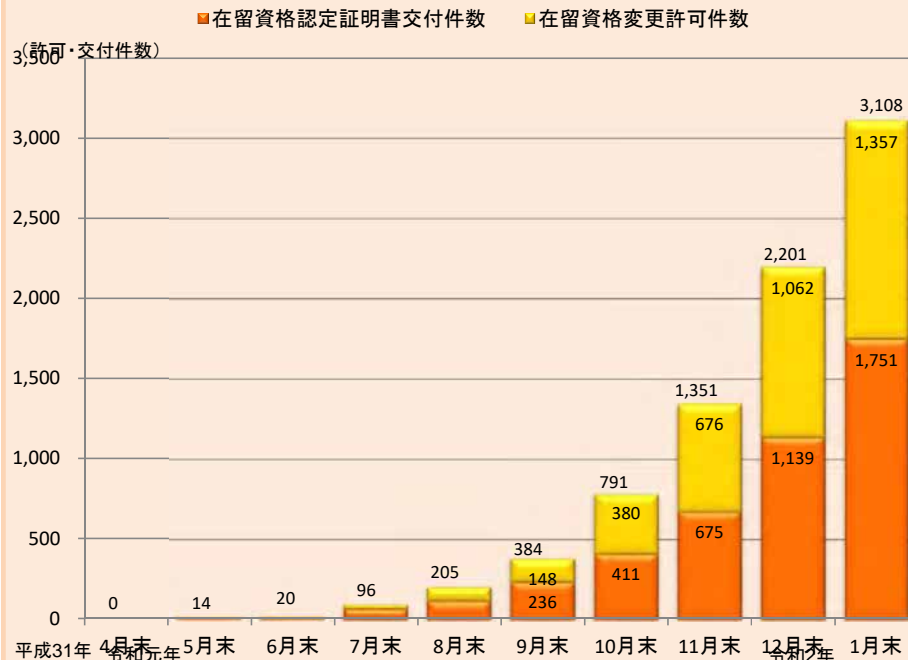


## 特定技能外国人の許可状況等について(令和2年1月末現在:速報値)

|                  |    |        |
|------------------|----|--------|
| ① 在留資格認定証明書交付    | 交付 | 1,751件 |
| ② 在留資格変更許可       | 許可 | 1,357件 |
| ③ 登録支援機関登録       | 登録 | 3,724件 |
| ④ 特例措置としての「特定活動」 | 許可 | 865件   |
| (未交付含む)          |    |        |

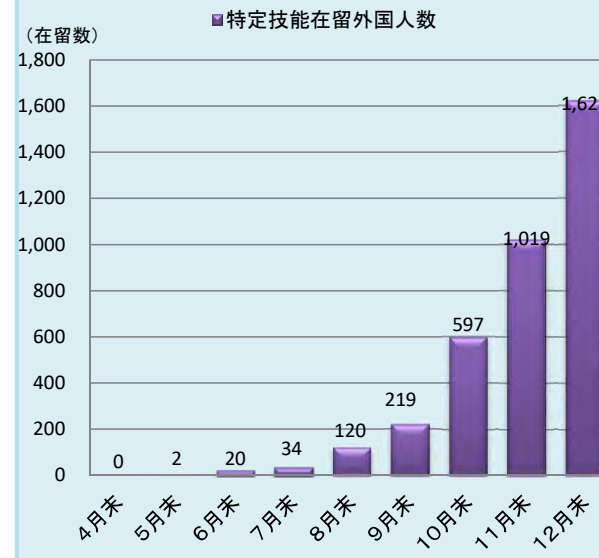


## 許可件数等の内訳



## 特定技能在留外国人数(令和元年12月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 1,621人



| 分野          | 人数   |
|-------------|------|
| 介護          | 19人  |
| ビルクリーニング    | 13人  |
| 素形材産業       | 193人 |
| 産業機械製造業     | 198人 |
| 電気・電子情報関連産業 | 38人  |
| 建設          | 107人 |
| 造船・船用工業     | 58人  |
| 自動車整備       | 10人  |
| 航空          | 0人   |
| 宿泊          | 15人  |
| 農業          | 292人 |
| 漁業          | 21人  |
| 飲食料品製造業     | 557人 |
| 外食業         | 100人 |



特定技能在留外国人数(令和元年12月末現在:速報値)

特定技能1号在留外国人数 1,621人

都道府県別特定技能在留外国人数

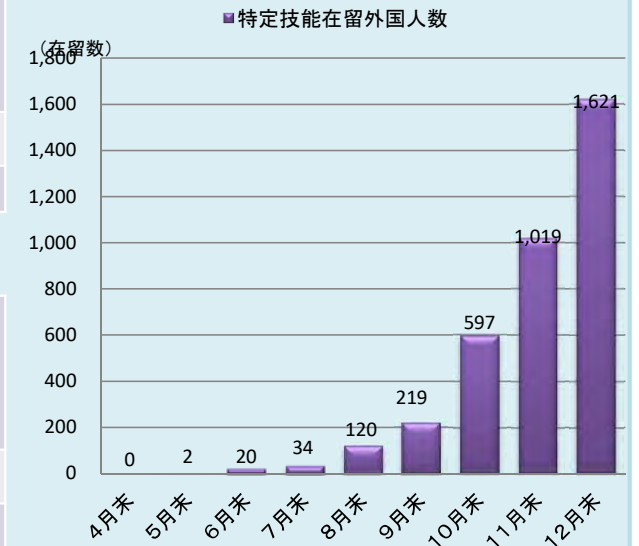
| 都道府県 | 北海道  | 青森県  | 岩手県  | 宮城県  | 秋田県  | 山形県  | 福島県  | 茨城県  | 栃木県  | 群馬県  | 埼玉県  | 千葉県  | 東京都  | 神奈川県 | 新潟県  | 富山県  | 石川県  | 福井県  | 山梨県  | 長野県  | 岐阜県  | 静岡県  | 愛知県  | 三重県  |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 在留数  | 85   | 4    | -    | 5    | -    | 3    | 9    | 77   | 42   | 86   | 112  | 80   | 94   | 59   | 22   | 6    | 13   | 3    | 10   | 41   | 62   | 32   | 127  | 38   |
| 構成比  | 5.2% | 0.2% | 0.0% | 0.3% | 0.0% | 0.2% | 0.6% | 4.8% | 2.6% | 5.3% | 6.9% | 4.9% | 5.8% | 3.6% | 1.4% | 0.4% | 0.8% | 0.2% | 0.6% | 2.5% | 3.8% | 2.0% | 7.8% | 2.3% |
| 都道府県 | 滋賀県  | 京都府  | 大阪府  | 兵庫県  | 奈良県  | 和歌山県 | 鳥取県  | 島根県  | 岡山県  | 広島県  | 山口県  | 徳島県  | 香川県  | 愛媛県  | 高知県  | 福岡県  | 佐賀県  | 長崎県  | 熊本県  | 大分県  | 宮崎県  | 鹿児島県 | 沖縄県  | 未詳   |
| 在留数  | 15   | 13   | 103  | 50   | 2    | 3    | 15   | 8    | 16   | 73   | 5    | 2    | 47   | 21   | 4    | 69   | 1    | 40   | 41   | 24   | 2    | 19   | 14   | 24   |
| 構成比  | 0.9% | 0.8% | 6.4% | 3.1% | 0.1% | 0.2% | 0.9% | 0.5% | 1.0% | 4.5% | 0.3% | 0.1% | 2.9% | 1.3% | 0.2% | 4.3% | 0.1% | 2.5% | 2.5% | 1.5% | 0.1% | 1.2% | 0.9% | 1.5% |

分野別特定技能在留外国人数

| 分野  | 介護   | クリーニング | ビル    | 素材材産業 | 製造業  | 産業機械 | 関連産業 | 電子情報 | 電気   | 建設   | 船舶工業  | 造船   | 自動車整備 | 航空   | 宿泊 | 農業 | 漁業 | 製造業 | 飲食品 | 外食業 |
|-----|------|--------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|-------|------|-------|------|----|----|----|-----|-----|-----|
| 在留数 | 19   | 13     | 193   | 198   | 38   | 107  | 58   | 10   | -    | 15   | 292   | 21   | 557   | 100  |    |    |    |     |     |     |
| 構成比 | 1.2% | 0.8%   | 11.9% | 12.2% | 2.3% | 6.6% | 3.6% | 0.6% | 0.0% | 0.9% | 18.0% | 1.3% | 34.4% | 6.2% |    |    |    |     |     |     |

国籍別特定技能在留外国人数

| 国籍・地域 | ミャンマー | カンボジア | 中国   | インドネシア | ネパール | フィリピン | タイ   | ベトナム  | その他  |
|-------|-------|-------|------|--------|------|-------|------|-------|------|
| 在留数   | 100   | 94    | 100  | 189    | 18   | 111   | 79   | 901   | 29   |
| 構成比   | 6.2%  | 5.8%  | 6.2% | 11.7%  | 1.1% | 6.8%  | 4.9% | 55.6% | 1.8% |





## 特定技能試験等の実施状況について(令和2年1月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。)

|   | 実施場所(実施月)   | 受験者数  | 合格者数  | 今後の実施予定(注1)  |
|---|---|---|---|--|
| 介護  | (フィリピン) 2019年4月～12月, 2020年1月<br>(カンボジア) 2019年9月～12月, 2020年1月<br>(インドネシア) 2019年10月～12月, 2020年1月<br>(ネパール) 2019年10月～12月, 2020年1月<br>(モンゴル) 2019年11月, 12月<br>(日本国内) 2019年10月～12月 | (技能試験)<br>3,437人(注2)<br>(日本語試験)<br>3,371人(注2) | (技能試験)<br>1,685人(注2)<br>(日本語試験)<br>1,743人(注2) | (フィリピン) 2020年2月, 3月<br>(カンボジア) 2020年2月, 3月<br>(インドネシア) 2020年2月, 3月<br>(ネパール) 2020年2月, 3月<br>(モンゴル) 2020年3月 |
| ビルクリーニング                                    | (ミャンマー) 2019年12月<br>(日本国内) 2019年11月, 12月  | 472人  | 317人  | (フィリピン) 2020年2月, 3月<br>(日本国内) 2020年4月, 5月  |
| 素形材産業(注3)<br>産業機械製造業(注3)<br>電気・電子情報関連産業(注3) | (インドネシア) 2020年1月  | -   | -   | -  |
| 造船・船用工業(注3)                                 | (フィリピン) 2019年11月  | 14人   | 7人  | -  |
| 自動車整備                                       | (フィリピン) 2019年12月, 2020年1月   | 12人(注2)                                       | 12人(注2)                                       | (フィリピン) 2020年2月, 3月  |
| 航空(注3)                                      | (フィリピン) 2019年11月<br>(モンゴル) 2019年10月<br>(日本国内) 2019年11月  | 227人  | 128人  | (日本国内) 2020年2月   |
| 宿泊  | (ミャンマー) 2019年10月<br>(日本国内) 2019年4月, 10月, 2020年1月  | 1,852人  | 1,140人  | -  |
| 農業(注3)                                      | (フィリピン) 2019年10月～12月, 2020年1月<br>(カンボジア) 2020年1月<br>(インドネシア) 2020年1月  | 13人(注2)                                       | 13人(注2)                                       | (フィリピン) 2020年2月, 3月<br>(カンボジア) 2020年2月, 3月<br>(インドネシア) 2020年2月, 3月   |
| 漁業(注3)                                      | (インドネシア) 2020年1月  | - (注2)  | - (注2)  | -  |
| 飲食料品製造業                                     | (フィリピン) 2019年11月, 12月, 2020年1月<br>(インドネシア) 2020年1月<br>(日本国内) 2019年10月   | 719人(注2)                                      | 519人(注2)                                      | (フィリピン) 2020年2月, 3月<br>(インドネシア) 2020年2月, 3月<br>(日本国内) 2020年2月  |
| 外食業   | (フィリピン) 2019年11月, 12月, 2020年1月<br>(カンボジア) 2020年1月<br>(日本国内) 2019年4月, 6月, 9月, 11月  | 4,786人(注2)                                    | 3,013人(注2)                                    | (フィリピン) 2020年2月, 3月<br>(カンボジア) 2020年2月, 3月<br>(日本国内) 2020年2月   |
| 国際交流基金<br>日本語基礎テスト                          | (フィリピン) 2019年4月～6月, 8月～11月, 2020年1月<br>(カンボジア) 2019年10月, 2020年1月<br>(インドネシア) 2019年10月, 11月, 2020年1月<br>(ネパール) 2019年10月, 11月, 2020年1月<br>(モンゴル) 2019年11月                       | 2,279人(注2)                                    | 779人(注2)                                      | (フィリピン) 2020年3月<br>(カンボジア) 2020年3月<br>(インドネシア) 2020年3月<br>(ネパール) 2020年3月<br>(モンゴル) 2020年3月                 |

(注1) 2020年2月以降の実施予定は変更され得る。

(注2) 2020年1月以降に実施された介護(技能試験及び日本語試験)、自動車整備、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業及び国際交流基金日本語基礎テストの受験者数及び合格者数のうち未発表分については、各者数の累計値に含んでいない。

(注3) 業務区分によって試験実施状況が異なる。

## 分野別運用方針について(14分野)

|             | 分野                  | 人手不足状況                 | 人材基準                     |  | その他重要事項  |          |   |
|-------------|---------------------|------------------------|--------------------------|--|--|----------|---|
|             |                     | 受入れ見込数<br>(5年間の最大値)(注) | 技能<br>試験                 | 日本語<br>試験                                      | 従事する業務   | 雇用<br>形態 | 受入れ機関に対して特に課す条件   |
| 厚<br>労<br>省 | 介護                  | 60,000人                | 介護技能<br>評価試験             | 国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上(上記に加えて)介護日本語評価試験 | <ul style="list-style-type: none"> <li>身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)</li> </ul> (注)訪問系サービスは対象外<br><br>[1試験区分]   | 直接       | <ul style="list-style-type: none"> <li>厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>事業所単位での受入れ人数枠の設定</li> </ul>                    |
|             | ビルクリーニング            | 37,000人                | ビルクリーニング分野<br>特定技能1号評価試験 | 国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物内部の清掃</li> </ul> [1試験区分]   | 直接       | <ul style="list-style-type: none"> <li>厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること</li> </ul> |
| 経<br>産<br>省 | 素形材<br>産業           | 21,500人                | 製造分野<br>特定技能<br>1号評価試験   | 国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳造</li> <li>・鍛造</li> <li>・ダイカスト</li> <li>・機械加工</li> <li>・金属プレス加工</li> <li>・工場板金</li> <li>・めっき</li> <li>・アルミニウム陽極酸化処理</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械検査</li> <li>・機械保全</li> <li>・塗装</li> <li>・溶接</li> </ul> [13試験区分]   | 直接       | <ul style="list-style-type: none"> <li>経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>  |
|             | 産業機械<br>製造業         | 5,250人                 | 製造分野<br>特定技能<br>1号評価試験   | 国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋳造</li> <li>・鍛造</li> <li>・ダイカスト</li> <li>・機械加工</li> <li>・塗装</li> <li>・鉄工</li> <li>・工場板金</li> <li>・めっき</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械検査</li> <li>・機械保全</li> <li>・工業包装</li> <li>・電子機器組立て</li> <li>・電気機器組立て</li> <li>・プリント配線板製造</li> <li>・プラスチック成形</li> <li>・金属プレス加工</li> <li>・溶接</li> </ul> [18試験区分] | 直接       | <ul style="list-style-type: none"> <li>経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>  |
|             | 電気・電子<br>情報<br>関連産業 | 4,700人                 | 製造分野<br>特定技能<br>1号評価試験   | 国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械加工</li> <li>・金属プレス加工</li> <li>・工場板金</li> <li>・めっき</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械保全</li> <li>・電子機器組立て</li> <li>・電気機器組立て</li> <li>・プリント配線板製造</li> <li>・プラスチック成形</li> <li>・塗装</li> <li>・溶接</li> <li>・工業包装</li> </ul> [13試験区分]   | 直接       | <ul style="list-style-type: none"> <li>経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> </ul>  |

## 分野別運用方針について(14分野)

|     |             |         |                                   |                               |  |    |  |
|-----|-------------|---------|-----------------------------------|-------------------------------|--|----|--|
| 国交省 | 建設          | 40,000人 | 建設分野<br>特定技能<br>1号評価試験<br>等       | 国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・型枠施工</li> <li>・左官</li> <li>・コンクリート圧送</li> <li>・トンネル推進工</li> <li>・建設機械施工</li> <li>・土工</li> <li>・屋根ふき</li> <li>・電気通信</li> <li>・鉄筋施工</li> <li>・鉄筋継手</li> <li>・内装仕上げ<br/>／表装</li> <li>・とび</li> <li>・建築大工</li> <li>・配管</li> <li>・建築板金</li> <li>・保温保冷</li> <li>・吹付ウレタン断熱</li> <li>・海洋土木工</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔18試験区分〕</p> | 直接 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・建設業法の許可を受けていること</li> <li>・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること</li> <li>・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること</li> <li>・受入れ建設企業単位での受入れ人数枠の設定</li> <li>・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること</li> <li>・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること</li> <li>・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等</li> </ul> |
|     | 造船・<br>船用工業 | 13,000人 | 造船・船用工業分野<br>特定技能<br>1号試験等        | 国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・溶接</li> <li>・塗装</li> <li>・鉄工</li> <li>・仕上げ</li> <li>・機械加工</li> <li>・電気機器組立て</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔6試験区分〕</p>   | 直接 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> </ul>   |
|     | 自動車<br>整備   | 7,000人  | 自動車整備<br>分野特定技能<br>評価試験<br>等      | 国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔1試験区分〕</p>  | 直接 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること</li> </ul>  |
|     | 航空          | 2,200人  | 特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備) | 国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等)</li> <li>・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔2試験区分〕</p>   | 直接 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること</li> </ul>   |
|     | 宿泊          | 22,000人 | 宿泊業<br>技能測定<br>試験                 | 国際交流基金日本語基礎テスト、又は、日本語能力試験N4以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供</li> </ul> <p style="text-align: right;">〔1試験区分〕</p>  | 直接 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと</li> <li>・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること</li> <li>・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた事業者であること</li> <li>・風俗営業関連の施設に該当しないこと</li> <li>・風俗営業関連の接待を行わないこと</li> </ul>  |

## 分野別運用方針について(14分野)

|     |         |         |                     |                                 |   |          |   |
|-----|---------|---------|---------------------|---------------------------------|---|----------|---|
| 農水省 | 農業      | 36,500人 | 農業技能測定試験            | 国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等)</li> <li>・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等)</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔2試験区分〕</p>   | 直接<br>派遣 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること</li> <li>・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること</li> </ul> |
|     | 漁業      | 9,000人  | 漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)   | 国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業(漁具の製作・補修, 水産動植物の探索, 漁具・漁労機械の操作, 水産動植物の採捕, 漁獲物の処理・保蔵, 安全衛生の確保等)</li> <li>・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理, 養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理, 安全衛生の確保等)</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔2試験区分〕</p> | 直接<br>派遣 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること</li> <li>・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては, 分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること</li> </ul>   |
|     | 飲食料品製造業 | 34,000人 | 飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験 | 国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工, 安全衛生)</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔1試験区分〕</p>  | 直接       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> </ul>  |
|     | 外食業     | 53,000人 | 外食業特定技能1号技能測定試験     | 国際交流基金日本語基礎テスト, 又は, 日本語能力試験N4以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外食業全般(飲食物調理, 接客, 店舗管理)</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔1試験区分〕</p>  | 直接       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省が組織する協議会に参加し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・農水省が行う調査又は指導に対し, 必要な協力を行うこと</li> <li>・風俗営業関連の営業所に就労させないこと</li> <li>・風俗営業関連の接待を行わせないこと</li> </ul>  |

(注) 14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計: 345,150人